

**江南市新学校給食センター
整備等事業**

実施方針

令和4年11月1日

江南市

目次

第1 特定事業の選定に関する事項	1
1 事業内容に関する事項	1
2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項	5
第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	6
1 民間事業者の募集及び選定の方法	6
2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）	6
3 応募者の備えるべき参加資格要件	9
4 審査及び選定に関する事項	13
5 提出書類の取扱い	14
第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	14
1 予想されるリスクと責任分担	14
2 提供されるサービス水準	15
3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）	15
第4 立地並びに規模及び配置に関する事項	16
1 本施設の立地条件	16
2 施設の概要	17
第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	18
第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	18
1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	18
2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合	18
3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合	18
4 金融機関と市の協議（直接協定）	18
第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	19
1 法制上及び税制上の措置に関する事項	19
2 財政上及び金融上の支援に関する事項	19
3 その他の支援に関する事項	19
第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項	19
1 議会の議決	19
2 情報公開及び情報提供	19
3 参加に伴う費用分担	19
4 実施方針等に関する問合せ先	19

添付書類

別紙ー 1 リスク分担表 (案)

用語の定義

民間事業者	本事業に興味がある民間企業全体を指す。
応募者	本事業のプロポーザルに参加するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。構成員ともいう。
落札者	本事業のプロポーザルに参加した者のうち、審査結果の順位が最も上位となった企業グループを指す。
選定事業者	本事業において業務を実施する者として基本契約を締結した企業グループを指す。
SPC	本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として設立された特別目的会社のこと。
構成員	本事業を実施するために複数の企業で構成された企業グループを指す。構成企業（代表企業含む）と協力企業から成る。応募者ともいう。
代表企業	SPC から直接業務の受託・請負し、かつ SPC に出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業のこと。
構成企業	SPC から直接業務の受託・請負を予定している者をいう。
協力企業	構成企業から業務の受託・請負を予定している者をいう。
事業者（リスク分担表）	事業を遂行する者を指す。

第1 特定事業の選定に関する事項

1 事業内容に関する事項

1) 事業名称

江南市新学校給食センター整備等事業（以下「本事業」という。）

2) 事業に供される公共施設等の名称

江南市新学校給食センター

（本体施設及び附属施設を含む。以下「本施設」という。）

3) 公共施設等の管理者の名称

江南市長 澤田 和延

4) 事業の目的

江南市（以下「市」という。）の学校給食は、南部学校給食センターと北部学校給食センターの2施設から提供している。両センターとも耐震性は確保されているものの、南部学校給食センターが昭和55年開設、北部学校給食センターが昭和47年開設となっており、両センターとも大規模修繕が必要な時期を迎えている。また、設備関係の耐用年数は概ね15年程度と言われており、多くの設備が既に更新時期を超過している状況にあり、老朽化した施設及び設備の更新等の対応が求められている。

さらに、両センターは、施設整備後に公表された「学校給食衛生管理基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じた運用はしているものの、施設自体は衛生管理基準を満たしていない状況にあり、より安心・安全な給食の実施に向けて、建替えを含めた改善が必要である。

また、近年、食物アレルギーを持つ児童・生徒は増加傾向にあるが、両センターともに除去食や代替食といった食物アレルギー対応食が安全に調理できる構造となっていないことから、施設での対応を行っていない状況である。

これらの運営に関する課題を踏まえ、本事業は、本施設の設計、建設、維持管理及び運営を、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき実施するものである。

また、本事業の実施においては、民間の経営能力及び技術能力により、施設の衛生的かつ機能的な整備を図るとともに、給食の運營業務においては、献立作成等を実施する市と、民間事業者との新たなパートナーシップのもと、確実な衛生管理のもとで安心して安全な給食の運営システムを構築することを目指すものである。

5) 事業の内容

本事業を実施する者として選定された者(以下「選定事業者」という。)が実施する業務は、次の(1)から(4)に掲げるものとする。

(1) 施設整備業務

選定事業者は、次に掲げる業務を行う。

- ① 事前調査業務及び関連業務
- ② 設計業務及び関連業務
- ③ 建設業務及び関連業務
- ④ 工事監理業務及び関連業務
- ⑤ 調理設備調達・設置業務
- ⑥ 食器・食缶等調達業務
- ⑦ 施設備品調達・設置業務
- ⑧ 外構及び植栽整備業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(2) 開業準備業務

選定事業者は維持管理・運営業務を行うための準備業務及びこれらに付随する業務を行う。

(3) 維持管理業務

選定事業者は次に掲げる業務を行う。ただし、配送対象となる各学校の配膳室に係る維持管理業務は、市が行う。

- ① 建築物保守管理業務
- ② 建築設備保守管理業務
- ③ 附帯施設保守管理業務
- ④ 調理設備保守管理・更新業務
- ⑤ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ⑥ 施設備品保守管理・更新業務
- ⑦ 環境衛生・清掃業務
- ⑧ 警備業務
- ⑨ 上記各項目に伴う各種申請等業務

(4) 運営業務

選定事業者は次に掲げる給食の運営業務を行う。

- ① 食材検収補助業務
- ② 調理等業務
- ③ 衛生管理業務

- ④ 残食計量・洗浄・残滓等処理業務
- ⑤ 給食配送・回収業務
- ⑥ 学校配膳業務
- ⑦ 運営備品調達・更新業務
- ⑧ 見学・試食会の受け入れ支援
- ⑨ その他の業務
- ⑩ 上記各項目に伴う各種申請等業務

※光熱水費の管理及び供給者との契約、支払業務を含むものとする。

※米飯、パン等の主食とデザート、牛乳等については、市より委託された業者から直接学校等へ搬入されるため、本事業の運営業務に含めない。

給食の運営に関して市が直接実施する主な業務は、次に掲げる業務である。

- ① 献立作成業務
- ② 食材調達
- ③ 食材検収業務
- ④ 衛生管理業務や調理等についての指導・助言
- ⑤ 見学者の案内及び説明業務（市の業務に関する部分）
- ⑥ 給食費の徴収管理業務
- ⑦ 食育指導

6) 事業の概要

本事業の事業方式、事業期間及び選定事業者の収入は次に示すとおりである。

(1) 事業方式

本事業は、PFI 法に基づき、市と事業契約を締結し、選定事業者が市の所有する土地に選定事業者自らが新たに施設を設計・建設した後、公共施設等の管理者である市に施設等の所有権を移管し、選定事業者が事業期間中に係る施設の維持管理及び給食の運営業務を実施する BTO (Build Transfer and Operate) 方式とする。

(2) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 22 年 8 月 31 日までとする。

(3) サービス対価の支払い

市の本事業における選定事業者に対する支払いは次のとおりであり、原則として、市が選定事業者からサービスを購入する形態の事業である。なお、市から選定事業者へのサービス対価の支払方法の詳細は入札公告時に示す。

① 施設整備に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設整備に係るサービスの対価のうち、事業契約書に定める一部金額を、本施設の所有権移転時に一時金として選定事業者を支払う。

市は、施設整備に係るサービスの対価の総額から当該一時金を控除した額であって、市と本事業を実施する特別目的会社（Special Purpose Company）（以下「SPC」といい、SPCが本書にいう選定事業者となる。）との間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和7年9月以降）に、割賦により元利均等方式で選定事業者を支払う。

提案から基準金利決定日までの金利変動については、これを勘案して割賦料の額を改定する。

② 維持管理及び運営に係るサービス対価

市は、選定事業者が実施する施設の維持管理及び運営に係るサービス対価であって、市とSPCとの間で締結する事業契約に定める額を、事業契約期間中（令和7年9月以降）に、年4回の四半期ごとに選定事業者へ支払う。維持管理及び運営に係るサービス対価は、物価変動に基づき、見直す必要が生じた場合は協議を行うものとする。

当該サービス対価は、固定料金と変動料金で構成するものとする。

固定料金には、施設の保守管理、清掃、警備並びに提供食数に関係なく生じる人件費及び光熱水費等の費用が含まれることを想定している。

変動料金には、提供食数に応じて調整する料金を想定している。詳細については入札説明書等で示す。

7) 事業スケジュール（予定）

令和7年9月供用開始を前提に、事業スケジュールを以下のとおり予定している。

落札者の決定・公表	令和5年8月頃
基本協定の締結	令和5年8月頃
SPC※との事業契約の調印（仮契約）	令和5年8月頃
事業契約の市議会における議会の議決を得られた日（効力の発生）	令和5年9月頃
施設の整備（設計、建設）期間	令和5年10月～令和7年7月頃
施設の引渡し（施設の供用開始は令和7年9月1日）	令和7年7月頃
施設の開業準備期間	令和7年8月頃
施設の維持管理・運営期間	令和7年9月～令和22年8月
事業契約の完了	令和22年8月

※落札者は、市との事業契約の調印（仮契約）までに、SPCを会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として市内に設立する。

8) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、本施設を、要求性能が維持された状態で市へ引き渡す。

2 特定事業の選定方法・公表等に関する事項

特定事業とは、公共施設の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。(PFI法第2条第2項)

1) 選定方法

市は、実施方針等の公表及び実施方針等に関する質問回答・意見等の手続きを経て、市が自ら事業を実施した場合と比較して、民間事業者が実施することにより、次に示すいずれかの効果が期待できると判断した場合に限り特定事業として選定する。

- ① 施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務が同一の水準にある場合において、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合
- ② 市の財政負担が同一の水準にある場合において、施設の整備業務、施設の維持管理業務及び給食の運營業務の水準の向上が期待できる場合

2) 選定基準・手順

次の手順により客観的評価を行い、評価の結果を速やかに公表する。

- ① 市の財政負担の検討による定量的評価
- ② 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価
- ③ 民間事業者に分担されるリスクの検討等
- ④ 上記3点の検討による総合評価

3) 選定結果の公表方法

前項に基づき本事業を特定事業として選定した場合は、その判断の結果を評価の内容と併せて、市のホームページにて公表する。

なお、本事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業として選定を行わないこととした場合にも同様に公表する。

第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 民間事業者の募集及び選定の方法

市が本事業をPFI法第7条に基づき特定事業として選定した場合は、本事業への参加を希望する民間事業者を公募し、PFI事業の透明性及び公平性の確保に配慮しながら事業者を選定する。

本事業の民間事業者の選定は、総合評価方式による一般競争入札により行う。

2 民間事業者の選定に係る手順及びスケジュール（予定）

令和4年11月1日（火）	実施方針・要求水準書（案）の公表
令和4年11月8日（火）	実施方針等に関する説明会及び現地見学会
令和4年11月11日（金）	実施方針等に関する質問・意見の受付締切
令和4年12月	実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表
令和5年3月	特定事業の選定・公表
令和5年4月上旬	入札公告（入札説明書、事業契約書（案）、要求水準書等の公表）
令和5年4月	入札説明会
令和5年4月	入札説明書等に関する質問の受付締切
令和5年5月中旬	入札説明書等に関する質問に対する回答公表
令和5年5月中旬	入札参加表明書等の受付（参加表明書、参加資格確認申請書）
令和5年6月上旬	参加資格確認審査結果の通知
令和5年6月中旬	提案書の受付・入札
令和5年8月上旬	落札者の決定及び公表
令和5年8月下旬	基本協定の締結
令和5年8月下旬	仮事業契約締結
令和5年9月中旬	事業契約議決、事業契約の締結

1) 実施方針等に関する説明会及び現地見学会の開催

この実施方針等の内容について、次により説明会及び現地見学会を開催する。

- ・説明会日時：令和4年11月8日（火）午前10時～
- ・開催場所：市役所3階 第3委員会室
- ・参加者：本事業に参加を希望する民間企業とし、1社につき2名までとする。

出席を希望の方は、実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書（様式-1）を第8の4連絡先へ電子メール（添付ファイル）又はFAXにて、令和4年11月4日（金）午後5時までに返送すること。

なお、市が実施方針等に関する説明会及び現地見学会参加申込書を受信したときは、電子メール又はFAXにより、市の受信確認通知を各申込者に対して返信する。市からの受信確認通知がない場合は、必ず第8の4の連絡先へ電話により確認を行うこと。

実施方針等の資料は民間企業が各自で用意すること。また、説明会会場から現地への移動は各自で行うこと。

2) 実施方針等に関する質問・意見の受付

実施方針等に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

受付期間：令和4年11月1日（火）～令和4年11月11日（金）午後5時まで

提出方法：様式-2に必要事項を記載の上、メールにて送付すること。

3) 実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表

実施方針等に関する質問・意見に対する回答は、事前に提出者の意向を確認した上で、提出者の特殊な技術やノウハウ等に関連し、提出者の権利、競争上の地位等、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き市のホームページにて公表する。

市は、提出のあった質問・意見のうち必要と判断した場合には、質問・意見の提出者に直接ヒアリングを行うことがある。

4) 実施方針の公表及び要求水準書（案）の変更

実施方針等公表後における民間事業者等からの意見を踏まえ、実施方針等に記した内容を特定事業の選定までに変更することがある。

① 実施方針については、変更の有無に関わらず実施方針として市のホームページにて公表する。その際、変更に伴いスケジュールの変更が生じた際には、変更後のスケジュールも示すものとする。

② 要求水準書（案）については、変更を行った場合のみ、その内容を市のホームページにて公表する。

5) 特定事業の選定・公表

市は、実施方針等に対する意見等を踏まえ、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断したときは、本事業を特定事業として選定し、その結果を評価の内容と合わせて、市のホームページにて公表する。また、特定事業の選定を行わなかった場合も同様とする。

6) 入札公告

市は特定事業の選定を踏まえ、本事業の入札公告をし、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準及び事業契約書（案）等を市のホームページにて公表する。

7) 入札説明会の開催

市は、入札説明書等の説明会を開催する。説明会の開催要領等は入札公告時に示す。

8) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答公表

入札説明書等の内容に関する質問を受付、回答を市のホームページにて公表する。具体的な日程は入札公告時に示す。

9) 参加表明書等の受付

応募希望者は、入札参加表明及び参加資格確認審査に必要な資料（参加表明書、参加資格確認申請書）を提出する。資料の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

10) 参加資格確認審査結果の通知

市は、参加資格確認申請書をもとに入札参加資格の有無を確認し、その結果を各応募希望者に通知する。なお、資格確認審査により、参加資格がないとされた者からその理由の説明の要求があった場合には、市は回答を行う。

11) 入札及び提案書の受付

市は、入札参加資格があると認められた者（以下「応募者」という。）に対し、入札説明書等に基づき本事業に関する事業計画等の提案内容を記載した提案書及び入札書類の提出を求める。提案書の審査に当たって、市が必要であると判断した場合は、応募者に対してヒアリングを行うことがある。なお、入札及び提案書の提出方法・時期等は入札公告時に示す。

12) 選定事業者の決定及び公表

市は、提案書及び入札価格を「第2 民間事業者の募集及び選定に関する事項」の「4 審査及び選定に関する事項」に規定する「江南市新学校給食センター整備等事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）の審査結果を踏まえ、市が落札者を決定する。その結果は応募者に通知するとともに、市のホームページにて公表する。

13) 事業契約の締結等

(1) 基本協定の締結

落札者の決定後に速やかに、市は落札者との間で、本事業に係る基本的事項を定めた基本協定を締結する。なお、市は、基本協定の締結後、審査講評及び入札結果の詳細について市のホームページにて公表する。

(2) SPC の設立

落札者は、基本協定の定めるところにより仮事業契約締結時までに SPC を設立する。SPC は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の定める株式会社として市内に設立するものとする。

(3) 仮事業契約の締結

市は、基本協定の締結後、事業契約の文言の明確化等を行い、事業契約を SPC と調印（仮

契約)する。なお、当該事業契約は、江南市議会における議会の議決を得られた日をもって効力の発生するものとする。

(4) 事業契約の締結

市は、江南市議会の議決を経た後、SPC との間で事業契約を締結する。

3 応募者の備えるべき参加資格要件

1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ① 応募者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する者（以下「設計企業」という。）、建設に係る業務等を担当する者（以下「建設企業」という。）、工事監理に係る業務等を担当する者（以下「工事監理企業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する者（以下「維持管理企業」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する者（以下「運営企業」という。）を含む企業により構成されるものとする。設計企業、建設企業、工事監理企業、維持管理企業及び運営企業は、それぞれ一企業とすることも複数の企業の共同とすることも可能とする。
- ② 同一の企業が複数の業務を実施することはできるが、工事監理企業と建設企業を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。
※「資本面で関係のある者」とは、当該企業の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。
- ③ 応募者の構成員は次の定義により分類される。
代表企業：SPC から直接業務の受託・請負をし、かつSPCに出資する企業のうち最大の議決権を有し、構成員を代表し入札手続きを行う企業
構成企業：SPC から直接業務の受託・請負を予定している企業
協力企業：構成企業から業務の受託・請負を予定している企業
- ④ 一応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。また、一応募者の構成員のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成員となることはできない。
- ⑤ 落札者は、仮契約締結までに江南市内にSPCを設立するものとし、代表企業は出資者中最大の議決権を持つものとする。なお、すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有し続けるものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならない。
- ⑥ 必要に応じてその他の者（以下「その他企業」という。）を応募者に含めることができるものとする。

2) 応募者の構成員の制限

構成員は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第9条の規定に該当していないこと。
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続きの開始の申立て中または破産手続き中でないこと。
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)第17号の規定による更生手続き開始の申し立てがなされていない者または民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 清算中の株式会社である事業者について、会社法(平成17年法律第86号)第511条に基づく特別清算開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 参加資格確認申請書を提出するときまでに直近2か年の国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。
- ⑦ 市が本事業のアドバイザー業務を委託している者及び当該アドバイザー業務において提携関係にない、またこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がないこと。なお、本事業のアドバイザー業務及び当該アドバイザー業務において提携関係にある者は以下のとおりである。また、「資本面若しくは人事面において関連がある」の定義については、1)の記載事項を参照(⑧において同じ。)
 - (ア) 日本工営都市空間株式会社
 - (イ) 西脇法律事務所
- ⑧ 本事業に係る審査委員会の審査委員及び審査委員と資本面若しくは人事面において関連がないこと。
- ⑨ 参加資格確認申請書の提出から落札者として決定されるまでの間において、市の指名停止措置を受けていないこと。
- ⑩ 「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署締結)に基づく排除措置を受けていないこと。

3) 応募者の構成員の参加資格要件

応募者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力、効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。

また、各業務にあたる企業は、以下の要件を満たす必要があり、複数の業務を同一の企業が兼ねる場合においても、当該要件を満たす必要がある。

(1) 設計企業

構成員である設計企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- ② 令和 4・5 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- ③ 平成 29 年度以降、入札公告の日までに竣工した 4,000 食／日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和 29 年政令第 212 号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和 31 年法律第 157 号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和 32 年法律第 118 号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の新築の設計実績（実施設計）を有すること。
- ④ 平成 29 年度以降、入札公告の日までに延床面積 3,000 m²以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計。共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績）があること。
- ⑤ HACCP に関する相当の知識を有していること。
※「HACCP に関する相当の知識を有している」とは、HACCP 対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCP に関する書籍の出版等の実績、HACCP に関する講習会等の受講歴等を有する者をいう。以下同じ。
- ⑥ 設計企業が単独の場合又は複数の場合にかかわらず、①及び②の要件はすべての者が満たすこととし、少なくとも一社以上は③、④及び⑤の要件を満たすこと。

(2) 建設企業

構成員である建設企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による建築一式工事につき、特定建設業の許可を有していること。
- ② 令和 4・5 年度に市が発注する建設工事等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- ③ 平成 29 年度以降、入札公告の日までに延床面積 3,000 m²以上の国又は地方公共団体が発注した公共施設の完成実績（共同企業体方式にあつては、出資比率 20%以上の構成員としての完成実績）があること。
- ④ ①で有する特定建設業の許可に対応した直近の経営事項審査結果の総合評定値について、建築一式が 800 点以上であること。
- ⑤ 複数の企業で実施する場合は、①及び②についてはすべての企業が満たすこととし、少

なくとも一社以上は③及び④の要件を満たすこと。

(3) 工事監理企業

構成員である工事監理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- ② 令和 4・5 年度に市が発注する設計・測量・建設コンサルタント等業務の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。
- ③ 平成 29 年度以降、入札公告の日までに竣工した 4,000 食／日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の工事監理実績を有すること。
- ④ 平成 29 年度以降、入札公告の日までに竣工した延床面積 3,000 m²以上の公共施設の新築工事の工事監理実績を有すること。
- ⑤ HACCP に関する相当の知識を有していること。
- ⑥ 複数の企業で実施する場合は、①及び②についてはすべての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は③、④及び⑤の要件を満たすこと。

(4) 維持管理企業

構成員である維持管理企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
- ② 令和 4・5 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ 平成 29 年度以降、入札公告の日までに延床面積 3,000 m²以上の公共施設における維持管理業務の受託実績があること。
- ④ HACCP に関する相当の知識を有していること。
- ⑤ 複数の企業で実施する場合は、①及び②についてはすべての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は③及び④の要件を満たすこと。

(5) 運営企業

構成員である運営企業は次に掲げる要件を満たすものとする。

- ① 本業務を実施するために法令上求められる資格等がある場合は、これを備えていること。
- ② 令和 4・5 年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。
- ③ 平成 29 年度以降、入札公告の日までに竣工した 4,000 食／日以上 の提供能力を持つドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の新築工事の調理業務の実績を有するこ

- と。
- ④ HACCP に関する相当の知識を有していること。
 - ⑤ 複数の企業で実施する場合は、①及び②についてはすべての企業が満たすこととし、少なくとも一社以上は③及び④の要件を満たすこと。

(6) その他企業

令和4・5年度に市が発注する委託業務等の契約に関し競争入札に参加する者に必要な資格を有していること。

4) 応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、落札者の決定までの期間に、代表企業が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、市が当該構成員の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

落札者の決定以降、契約締結までの期間に、落札者の構成員が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合もある。

5) 構成員の変更

参加表明書提出以降においては、代表企業の変更は認めないが、代表企業以外の構成員（構成企業、協力企業）の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議を行うこととする。市が妥当と判断した場合は、入札参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに構成員の変更及び追加を認める予定である。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、代表企業以外の構成員の変更については、当該変更後においても事業者の提案内容が担保されることを市が確認した場合において認める。

4 審査及び選定に関する事項

1) 選定委員会の設置

市は、入札書類等の審査を行うため、学識経験者で構成する選定委員会を設置する。

なお、応募者が、落札者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利なることを目的として接触等の働きかけを行った場合、当該応募者は失格とする。

2) 審査結果及び選定結果の公表

市は、落札者の選定結果を応募者に通知するとともに、入札書類等の審査結果及び選定結果を市のホームページにて公表する。

3) 落札者を決定しない場合の措置

市は、民間事業者の募集、評価及び落札者の決定において、最終的に応募者がいない、又は、いずれの応募者も公的財政負担の縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、落札者を決定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに市のホームページにて公表する。

5 提出書類の取扱い

1) 著作権

本事業に関する提案書の著作権は、応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書は、特に市が必要と認める時には、事前に協議の上、提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しない。

2) 特許権等

応募者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負うものとする。これによって市が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

第3 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 予想されるリスクと責任分担

1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担は、『リスクを最も良く管理できる者が当該リスクを負担する』との考え方に基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについても、原則として選定事業者が負うものとする。

ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者の責任分担は、原則として「別紙ー1 リスク分担表(案)」によることとし、実施方針に関する質問回答及び意見の結果を踏まえ、必要な事項については入札説明書等にて提示する。

2 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務の要求性能及びサービス水準は、入札説明書等にて提示する。

3 市による事業の実施状況の監視（モニタリング）

1) 実施状況の把握

市は、選定事業者が実施する施設の整備及び維持管理・運営について、定期的にモニタリングを行う。なお、具体的なモニタリングの方法、内容等については入札説明等にて提示する。

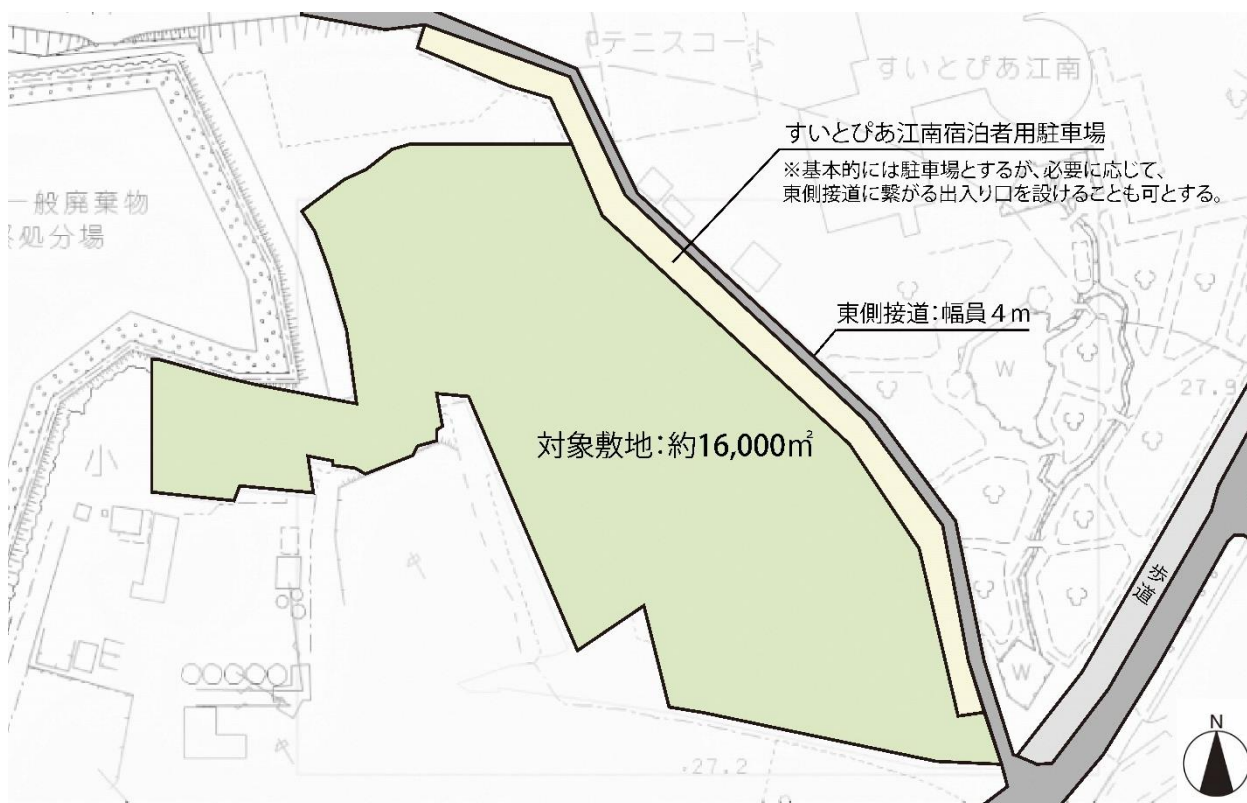
2) 選定事業者に対する支払額の変更等

選定事業者の提供する施設の整備及び維持管理・運営に係るサービスが十分に達せられない場合、市は選定事業者に対して是正勧告を行い、修復策の提出・実施を求めるとともに、必要に応じて、サービスに対する支払いの減額等を行うことができるものとする。

第4 立地並びに規模及び配置に関する事項

1 本施設の立地条件

所在地	愛知県江南市小杣町鴨ヶ池付近
敷地面積	約 16,000 m ²
隣接道路	接道数 1 敷地東側 市道北部第 836 号線：幅員 4 m
用途地域	市街化調整区域
建ぺい率／容積率	60％／200％
備考	<ul style="list-style-type: none">敷地内の伐採伐根、整地、土壌調査は市が行う。駐車スペースについて、時間外はすいとびあ江南利用者が駐車できるように配慮すること。



2 施設の概要

1) 供給能力

調理能力	1日概ね8,100食。ただし、炊飯に関しては基本的に委託炊飯とし、炊飯設備の設置は事業者委ねる。
配食校数	15校（小学校10校、中学校5校）
献立方式	2献立

2) 施設概要

本事業において整備する基本的な施設構成については、次のとおり想定している。

区 分		室 名
施設 本体	給食 エリア	荷受室、検収室、食品庫、計量室、冷蔵庫、冷凍庫、廃棄庫、油庫、下処理室、上処理室、前室、調理室（煮炊き、焼物・揚物・蒸物）、和え物室、食物アレルギー対応調理室、コンテナ室、配送室、回収室、残菜処理室、器具洗浄室、洗浄室、職員用トイレ 等
	事務 エリア	事務室、研修室（兼見学スペース）、休憩室、配送員控室、職員食堂、職員用トイレ、来客用トイレ、多目的トイレ、洗濯室、更衣室、前室、給湯室、風除室、書庫、備品庫、倉庫 等
附帯施設		リフト、EV、ボイラー室、受水槽、排水処理（埋設）、機械室（排水処理） 駐車場 等

第5 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と選定事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、本事業に関する紛争については、名古屋地方・家庭裁判所一宮支部を第一審の専属管轄裁判所とする。

第6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、その発生事由ごとに事業契約書等に示す規定に従い対応することとする。

市は、選定事業者の提供するサービスが市の要求水準を下回る場合、その他選定事業者に債務不履行又はその懸念が生じた場合、選定事業者に修復勧告を行い、修復策の提出・実施を求めることができるものとし、原則として選定事業者に一定の修復期間を与えて、選定事業者の事業遂行能力の修復を待つこととする。修復勧告を行ったにもかかわらず修復が認められない場合、サービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいは選定事業者の事業遂行能力の修復が不可能であると判断される場合には、市はサービスの対価の減額又は支払いの停止措置又は選定事業者との契約を解除できるものとする。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化したため、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と認められる等の場合、市は選定事業者に対する催告を行うことなく事業契約を解除できるものとする。

市が事業契約を解除した場合、選定事業者は市に生じた合理的損害を賠償するものとする。詳細については事業契約書（案）に示す。

2 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難になった場合

市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、選定事業者は事業契約を解除することができるものとする。この場合、市は選定事業者に生じた合理的損害を賠償するものとする。

3 いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、市及び選定事業者のいずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と選定事業者は、原則として事業継続の可否について協議を行った上、対応方法を決定する。詳細については事業契約書（案）に示す。

4 金融機関と市の協議（直接協定）

本事業の適正な遂行と継続性の確保を目的として、市は、必要に応じて、選定事業者に対し資金提供を行う金融機関と協議を行い、直接協定を締結することがある。

第7 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

1 法制上及び税制上の措置に関する事項

現段階では、本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していない。

選定事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、市は選定事業者と協議する。

2 財政上及び金融上の支援に関する事項

市と選定事業者との事業契約の締結時に、施設整備に係る交付金が市に交付決定された場合には、これを市が選定事業者に支払う代金の一部に充当する。なお、選定事業者は、市が行う交付金に係る手続等に対して必要な協力を行うこと。

3 その他の支援に関する事項

市は選定事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

また、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、市は、選定事業者と協議を行う。

第8 その他特定事業の実施に関して必要な事項

1 議会の議決

市は、全事業期間にわたる本事業の財源を確保するため、債務負担行為の設定等に関する議案を議会に提出し、必要な措置を講じる予定である。

また、市は、事業契約の締結にあたり、あらかじめ議会の議決を経る予定である。

2 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、市のホームページにて適宜公表する。

3 参加に伴う費用分担

応募者の入札に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

4 実施方針等に関する問合せ先

実施方針等に関する問合せ先は、次のとおりである。

担 当 部 署：愛知県江南市教育部学校給食課 南部学校給食センター
住 所：〒483-8233 愛知県江南市木賀町大門 59
電 話：0587-55-2230
F A X：0587-55-2261
電子メール：s-kyushoku@city.konan.lg.jp

別紙ー 1 リスク分担表

リスク分担表 (案) 1 / 3

リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	公募資料リスク	1	公募資料の誤り、内容の変更に関するもの	○	
	政策転換リスク	2	市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの	○	
	法令リスク	3	当該事業に直接関係する法令等の新設・変更等に関するもの	○	
		4	上記以外のもの		○
	税制度リスク	5	消費税の範囲や税率の変更に関するもの	○	
		6	その他の税制変更に関するもの (例: 法人税率の変更)		○
	許認可取得リスク	7	許認可の遅延に関するもの (市で取得するもの)	○	
		8	許認可の遅延に関するもの (市で取得するもの以外)		○
	住民対応リスク	9	当該事業を実施することに関する反対運動、訴訟、要望に関するもの	○	
		10	上記以外のもの (事業者が行う調査、設計・建設・運営に関するもの)		○
	環境保全リスク	11	事業者が行う業務に起因する有害物質の排出・漏洩や騒音・振動・光・臭気に関するもの		○
	第三者賠償リスク	12	事業者が行う業務に関するもの		○
	債務不履行リスク	13	市の責に帰すべき事由による債務不履行に関するもの	○	
		14	事業者の事業放棄、破綻に関するもの		○
		15	事業者の提供するサービスの品質が要求水準書の示す一定のレベルを満たしていないことに関するもの		○
	事故発生リスク	16	調査・建設・運営段階での事故の発生		○
	設計・測量・地質調査リスク	17	市が実施した測量・調査に起因するもの	○	
		18	事業者が実施した設計・測量・調査に起因するもの		○
	物価変動リスク	19	事業期間中における一定の範囲を超える物価変動 (インフレ・デフレ) に伴う事業者の費用の増減	○	○
	金利変動リスク	20	基準金利の設定時点までの金利変動に関するもの	○	
		21	基準金利設定時点以降の金利変動に関するもの		○
	不可抗力リスク	22	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの	○	
		23	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの		○

リスク分担表（案） 2 / 3

リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	提案価格リスク	24	提案した費用の負担に関するもの		○
	契約締結リスク	25	事業者と契約が結べない、又は契約手続きに時間がかかる場合	○※	○※
	資金調達リスク	26	市が調達する必要な資金の確保に関するもの	○	
27		事業者が調達する必要な資金の確保に関するもの		○	
設計・建設	調査リスク	28	市が実施した測量・調査に誤りがあったことに起因するリスク	○	
		29	上記以外の測量・調査に起因するリスク		○
	設計リスク	30	市の指示・判断の不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）	○	
		31	上記以外の要因による不備・変更に関するもの（コスト増加や完工の遅延）		○
	用地リスク	32	本施設建設予定地の土壌汚染などに関するもの	○	
		33	市が把握し、事前に公表した地下埋設物の処理に関するもの		○
		34	地下埋設物に関する上記以外のもの	○	
		35	建設に要する仮設、資材置場に関するもの		○
	工事遅延・未完工リスク	36	市の要求による設計変更により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの	○	
		37	上記以外の要因により契約に定める工期より遅延する又は完工しないことに関するもの		○
	工事費増大リスク	38	市の指示による工事費の増大に関するもの	○	
		39	上記以外の要因による工事費の増大に関するもの		○
	施設損傷リスク	40	使用前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの	帰責事由による	
工事監理リスク	41	事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生したことによるもの		○	
維持管理・運営	計画変更リスク	42	事業内容・用途の変更に関するもの	○	
	運営費上昇リスク	43	物価、計画変更等以外の要因による運営費用の増大		○
	施設損傷リスク	44	施設の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったこと及び維持管理の不備に起因するもの		○
		45	事故・火災等による施設の損傷	帰責事由による	
	施設不適合リスク	46	不適合担保期間内の不適合		○
47		不適合担保期間終了後の不適合	○		

※契約が結べない場合、それまでに官民各々にかかった費用は各々が負担する。

リスク分担表（案） 3 / 3

リスクの種類	No	リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
維持管理・運営	給食数増減リスク （需要変動リスク）	48	給食を提供する学校における給食サービス形態の変更等、市の責めによる需要の変動	○	
		49	生徒数・教職員数の変動による需要の変動	○	△
	調理事故 ・異物混入リスク	50	市が実施する業務に起因するもの	○	
		51	事業者が実施する業務に起因するもの		○
	食物アレルギー 対応リスク	52	市の責に帰すべき事由による発症	○	
		53	突発的な発症（事前の把握が困難な食物アレルギー物質による）	○	
		54	事業者の責に帰すべき事由による発症		○
		55	食物アレルギー対象者に関する個人情報の流失	帰責事由による	
	配送遅延リスク	56	市の責による配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担（食材納入遅延による調理作業の遅れ等）	○	
		57	事業者の責による配送の遅延により市及び事業者が生じた増加費用・損害の負担（誤送による配送の遅延等）		○
		58	上記以外の遅延に関するもの	帰責事由による	
	移管	事業の中途終了 リスク	59	市の契約不履行に起因する事業契約解除	○
60			事業者の契約不履行に起因する事業契約解除（一部解除を含む）		○
施設の性能確保 リスク		61	事業終了時における施設の性能確保に関するもの		○
移管手続きリスク		62	事業の終了手続きにかかる諸費用に関するもの		○